

要 旨

本論文は、近年、電気通信サービス市場において、特に携帯電話サービス市場において、最も注目されている「契約解除料」を研究対象とする。具体的には、「分離・固定型契約解除料制度」と「統合・可変型契約解除料制度」を取り上げ、それぞれの制度における契約解除料制度と料金体系に着目し、契約解除料制度の相違が消費者の行動や携帯電話サービス供給者の利潤に与える影響について分析を行う。

論文では契約解除料制度を二つの制度、すなわち「分離・固定型契約解除料制度」と「統合・可変型契約解除料制度」に大別し、議論を行う。「分離・固定型契約解除料制度」とは契約解除料と通信サービス利用料金が分離していて、通信サービスの利用期間と関係なく、契約解除料が固定している制度のことである。これは、主に日本の電気通信事業において取り入れているものである。そしてもう一つは、「統合・可変型契約解除料制度」である。これは、主に中国の電気通信事業において取り入れているもので、契約解除料と通信サービス利用料金が統合していて、通信サービスの利用期間によって、契約解除料が異なる制度である。

具体的に、本論文の内容および構成は、次のようになる。

まず、第一章では、本論文の問題意識と研究計画について述べる。ここで、「電気通信サービス市場」の現状と日中の携帯端末市場の現状や販売事業の特徴について調べて、本論文の問題意識を示す。そして、具体的に、日本と中国の携帯電話サービス料金プランを比較し、それぞれの特徴を明らかにし、本論文の内容及び構成について述べる。

次に、第二章では、従来の研究を概観し、本論文の位置づけを行う。具体的に、スイッチングコスト、ネットワーク外部性やバンドリングに関する研究についてそれぞれ、サーベイを行い、本論文の内容との関係を示す。

また、第三章では、「固定型」モデルと「可変型」モデルをそれぞれ設定し、契約解除料の相違が市場に及ぼす影響を議論する。具体的には、日中の携帯電話サービス料金プランを土台とし、契約解除料の相違が携帯電話サービス市場への参加者数と通信サービス料金の設定、および通信サービス供給者の利潤にもたらす影響を比較分析する。

最後に、第四章では、本論文での議論をまとめて、今後の展望などを述べる。

本論文で導かれた結果は大まかに、次の6つの項目でまとめることができる。

「固定型」モデルと「可変型」モデルにおいては、

- i. 現在割引価値と契約解除料に関しては、現在割引価値ファクター b の相違によって異なる。 $\left[1 - \frac{B-C}{R(B-C)\left(1-\frac{t}{24}\right)+Rk}\right] > 0$ である場合は現在割引価値 b が高くなるほど、契約解除料は小さくなる。ここで、 B は消費者の便益、 C は通信サービス供給者の固定費用、 R は契約解除料がない場合の解約率、 t は通信サービスの利用期間で、 k は消費者が解約することで生じる通信サービス供給者のコストである。しかも、各場合に両者は同じ負の関係にある。両市場状態（パラメータ）が等しい場合、現在割引価値ファクター $i > \frac{1}{24}$ のケースでは、「可変型」モデルの現在割引価値ファクター b の値のほうが大きい。（その逆の関係も成り立つ。）
- ii. 現在割引価値と解約率に関しては、 b の相違によって異なる。現在割引価値 b が高くなるほど、解約率は小さくなる。しかも、各場合の影響は同じである。両市場状態

(パラメータ) が等しい場合、 $i > \frac{1}{24}$ のケースでは、「可変型」モデルの違約率 r の値のほうが小さい。

iii. それぞれの制度において、契約解除料が参加者数のもたらす影響の大きさは b が大きい方が大きくなる。均衡状態の参加者数の比較については、両市場状態 (パラメータ) が等しい場合、 $i > \frac{1}{24}$ のケースでは、「可変型」モデルの参加者数 n の値のほうが小さい。

iv. 携帯電話サービス供給者の利潤に関しては、一般に、契約解除料や諸パラメータによって異なる。ケースによって、両モデルにおける携帯電話サービス供給者の利潤は異なる。「固定型」モデルと「可変型」モデルのどちらにおいても、場合によって、契約解除料が消費者余剰に正または負の影響を与える。「固定型」モデルの携帯電話サービス供給者の利潤に与える影響がより大きい。

v. 解約違約金制度の有無が市場取引に与える影響については、両型モデルともに、解約違約金制度のない場合のほうが、参加者数は少ない。パラメータの大きさによって、契約解除料制度のない場合のほうが、サービス利用料金は高くなる。また、すべてのパラメータが同じであれば、「可変型」モデルのサービス利用料金のほうは高い。

vi. スイッチングコストについては、十分に割引因子が小さい (i が高い)、すなわち、 $i > \frac{1}{24}$ のケースでは、それぞれの制度において、契約解除料が参加者数のもたらす影響の大きさは b が大きい方が大きくなる。すなわち、 b が大きいほうは、スイッチングコストの影響が大きい。

契約解除料、解約率、参加者数、および携帯電話サービス供給者の利潤を決定する際に、契約解除料と現在割引価値だけではなく、パラメータの役割は極めて重要であり、パラメータの大きさによって、大きく影響が異なる。

直観的には、解約違約金制度がない場合において、参加者数が多いと思われる。なぜならば、その場合が実質的な料金が低くなると思われるからである。ところが、本論文で考察した結果、両モデルともに、解約違約金制度のない場合が、ある場合に比べて、参加者数は少ない。そして、スイッチングコストについては、 b が大きいほうは、スイッチングコストの影響が大きい。

また、「固定型」モデルの通信サービス供給者の利潤に与える影響がより大きい。これは、契約解除料が通信サービス供給者の収入の一つとして考え、「固定型」モデルの場合、契約解除料は消費者の利用期間 t によって変わってくるから、通信サービス供給者の利潤は契約解除料により大きく左右されると思われる。

また、本論文では、パラメータが同じ場合、すなわち、実質的に、同じ経済において、契約解除料制度があるときとないときの比較、また、「固定型」を導入するか、「可変型」を導入するかを選択についてのみ考えてきた。したがって、パラメータが異なる場合、すなわち、実質的に、違う経済の場合は取り扱っていない。今後、実質的に、違う経済の場合をも明示的に取り入れた総合的研究が望まれる。